

三原台病院 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人稲仁会三原台病院が運営する三原台病院指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者に対するサービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持・向上を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2 事業の従業者は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 3 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者やその他の医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めると共に、その他関係機関とも連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者：医療法人稲仁会 三原台病院 病院長
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 理学療法士又は作業療法士 4名以上
理学療法士又は作業療法士は医師の指示に基づき、利用者ごとの目標及びサービス提供計画を立て、利用者の居宅を訪問し利用者又はその家族に対してリハビリテーションの観点から療養上必要な事項の指導・助言を行う。

（サービス提供日及び提供時間）

- 第4条 指定訪問リハビリテーションサービスの提供日及び提供時間は次のとおりとする。
- 一 サービス提供日：毎週月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く。
 - 二 サービス提供時間：原則として、午前9時00分から午後5時00分までとする。

（利用料の額）

第5条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法廷受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、長崎市内のうち山里中学校区、三川中学校区、平野町、坂本町、浜口町、岩川町、目覚町とする。

(職員の質の確保・研修)

第7条 業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。その研修は、三原台病院教育委員会の規定に準じて実施する。

(秘密の保持)

第8条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。また、従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

2 次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から予め同意を得る。

- 一 介護保険サービスを利用するための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、他医療機関等への情報の提供。
- 二 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する。
- 三 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 虐待防止のための指針を整備する
- 四 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- 五 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理)

第11条 感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 一 事業所内における感染症の予防またはまん延の防止のための検討委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を理学療法士又は作業療法士に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、理学療法士又は作業療法士に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- 一 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第14条 サービス提供時間中に利用者の心身状態が急変する等の緊急時には、主治医又は当院の医師に連絡して指示を仰ぎ必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第15条 サービス提供中、利用者に転倒・転落等の事故が発生した場合は、医療法人稲仁会三原台病院が定める「事故発生時対応マニュアル」に沿って適切に対応する。

(苦情処理)

第16条 訪問リハビリテーションに対する利用者又はその家族等からの苦情については、医療法人稲仁会として迅速かつ適切に対応し必要な措置を講じる。

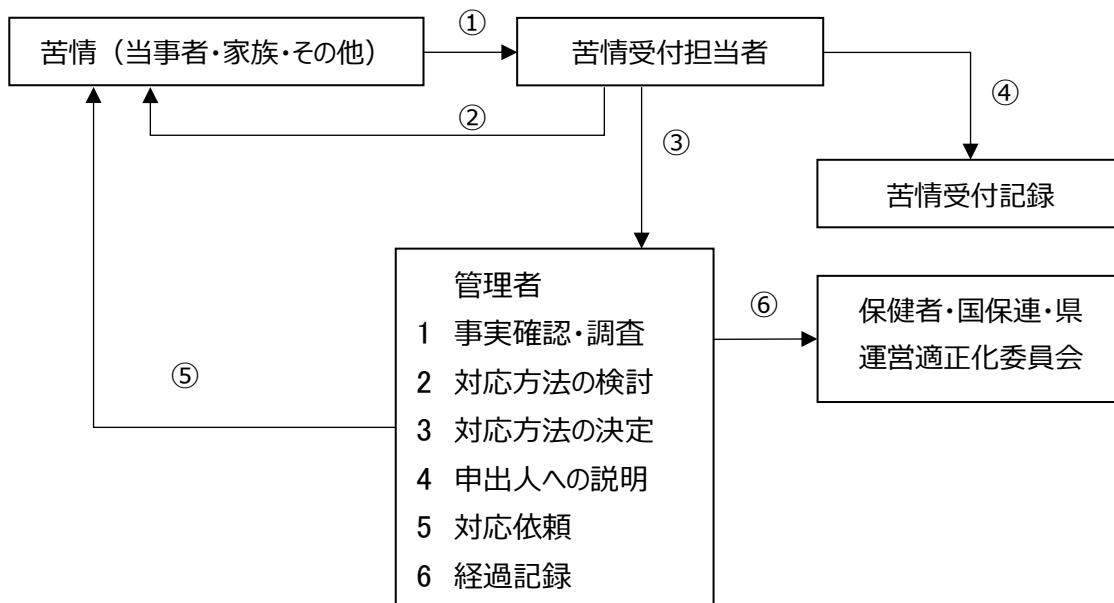
苦情受付窓口 三原台病院 訪問リハビリテーション

電話 095-846-8111

担当 松永

- 二 提供した訪問リハビリテーションに関し、法第二十三条の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 三 提供した訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう法第一百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

四 苦情処理の体制及び手順



- ① 苦情受付
- ② 対応方法の判断と申出人への説明
- ③ 管理者へ報告
- ④ 苦情受付記録
- ⑤ 申出人への説明
- ⑥ 対応依頼

(その他運営に関する重要事項)

第17条 この規定に定める事項の他、訪問リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人稲仁会三原台病院が定めるものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。
2. 令和6年4月1日一部改正